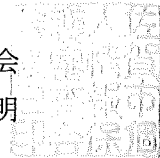


答申第145号
平成31年4月26日

佐賀市長 秀島敏行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明



佐賀市個人情報保護条例第9条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第9条第1項の規定に基づき、平成31年4月16日付け佐市企政第16号により諮問がありました「「プレミアム付商品券」事業実施における保有個人情報の電子計算機処理の開始について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。